

第 25 回 行 田 市 農 業 委 員 会 議 事 録

開 催 年 月 日

令 和 7 年 6 月 25 日

開 催 場 所

行 田 市 役 所 203 会 議 室

開 議 時 刻

9 時 00 分

閉 議 時 刻

9 時 19 分

会 長

藤 間 光 治

会長代理

中 村 賢 一・伊 東 普 丈

農
業
委
員
出
席
状
況

議席
番号

氏 名

摘 要

議席
番号

氏 名

摘 要

1

藤 間 光 治

出 ○ 席 欠 席

9

新 井 健 一

出 ○ 席 欠 席

2

中 村 賢 一

出 ○ 席 欠 席

10

関 口 浩 幸

出 ○ 席 欠 席

3

寺 田 浩 市

出 ○ 席 欠 席

11

伊 東 普 丈

出 ○ 席 欠 席

4

赤 羽 修 一

出 ○ 席 欠 席

12

田 口 隆 一

出 ○ 席 欠 席

5

高 澤 克 芳

出 ○ 席 欠 席

13

宮 崎 薫

出 ○ 席 欠 席

6

川 島 悦 男

出 席 欠 ○ 席

7

太 田 実

出 ○ 席 欠 席

8

間 々 田 英 治

出 ○ 席 欠 席

農地利用最適化推進委員出席状況	地区番号	氏名	摘要	地区番号	氏名	摘要
	①			⑪	中村彰男	出○席欠席
	②			⑫		
	③			⑬		
	④			⑭		
	⑤			⑮		
	⑥	小林勝	出○席欠席	⑯		
	⑦			⑰		
	⑧	新藤雄作	出○席欠席	⑱		
	⑨			⑲	諸貫達也	出席欠○席
	⑩			⑳		
関係者				書記	局長	小林誠
					次長	広田敦史
					主事	高澤茉鈴

1 開会	事務局長	開会宣告（９：００）
2 会長あいさつ	会長	あいさつ
3 議長選出		農業委員会会議規則の規定により議長は会長が務める旨報告。 （会長が議長となり、以後の議事を進行）
4 議事録署名人の選出	議長	議事録署名人の選出についてですが、中村委員、寺田委員兩名にお願いいたします。
5 議事		それでは、これより議事に入ります。
「議案第１号」		はじめに『議案第１号』農地法第３条第１項の規定による許可申請書に対する審議について、を議題といたします。
農地法第３条第１項		事務局より説明をいたさせます。
の規定による許可申請	主事	議案第１号「農地法第３条第１項の規定による許可申請書に対する審議について」ご説明申し上げます。
書に対する審議について		議案書の１ページをお願いいたします。議案第１号は、２件となっております。
		進行番号１でございますが、白川戸〇〇〇番地 〇〇〇 〇〇さんが、鴻巣市下忍〇〇〇〇番地〇〇 〇〇
		〇〇さんが所有する白川戸字文殊前〇〇〇番、地目：田、４９９㎡について、経営の拡大を図るため、贈与により所有権の移転を行おうとするものでございます。
		場所につきましては、位置図の１ページ右下をご覧ください。まきば園の南東に位置する白川戸地内のご覧の農地でございます。
		次に進行番号２でございますが、白川戸〇〇〇番地 〇〇 〇〇さんが、千葉縣市原市市原〇〇番地〇 〇
		〇 〇〇さんが所有する白川戸字文殊裏〇〇〇番〇、地目：畑、３２８㎡について、自家消費のため、贈与により所有権の移転を行おうとするものでございます。
		場所につきましては、位置図の１ページ上をご覧ください。まきば園の東に位置する白川戸地内の集落内農地でございます。
		以上、議案第１号について、事務局で農地法第３条の許可基準を審査すると共に、現地の耕作状況等を調査しましたところ、いずれも許可相当と思慮されることからご提案するものでございます。
	議長	以上、説明とさせていただきます。
		事務局から議案第１号についての説明がございました。何かご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。
	議長	（なし）
		ご意見、ご質問がないようですので、議案第１号につきましては、原案のとおり承認に賛成の委員は挙手を願います。

『議案第 2 号』 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書に対する審議について	議長 事務局次長	(全員挙手) 挙手全員と認めます。よって議案第 1 号は承認することといたします。 次に、議案第 2 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書に対する審議について」、を議題といたします。 事務局より説明をいたさせます。 議案第 2 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書に対する審議について」ご説明申し上げます。 議案書の 1 ページをお願いいたします。議案第 2 号は、2 件となっております。 進行番号 1 ですが、埼玉〇〇〇〇番地〇 〇〇 〇〇さんが、羽生市藤井上組〇〇〇〇番地〇〇 〇〇 〇さんが所有する埼玉字片原通〇〇〇〇番〇、地目：畑、3 0 9 m²について、売買により駐車場敷地にしたいとして申請があったものでございます。 申請人は現在、近隣でオートバイの整備事業を営んでおりますが、在庫車両などで既存の置場がほぼ満杯状態であるため、新たな保管場所を探していたところ、本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。申請地は集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。 場所につきましては、位置図の 2 ページをご覧ください。県道騎西鴻巣線の北に接する埼玉地内の集落内農地でございます。 次に進行番号 2 ですが、犬塚〇〇〇番地〇 株式会社〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇さんが、斎条〇〇〇〇番地 〇〇 〇〇さんが所有する南河原字三ツ井田〇〇番〇、地目：田、2, 3 6 1 m²について、売買により資材置場にしたいとして申請があったものでございます。 申請人は、犬塚地内で建設業を営んでおり、現場で使う足場工事の部材などは現在自宅に置いておりますが、資材量も多く手狭になり、トラックの出し入れなども効率が悪くなっております。また、社員を増やしたくても通勤車両の駐車スペースに苦勞する毎日であり、大変困窮している状況でございます。このため、駐車場や資材置場にできる場所を探していたところ、当該申請地について承諾が得られたため、申請に至ったものでございます。申請地は集落に接する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。 場所につきましては、位置図の 3 ページをご覧ください。北河原熊谷線の南に位置する南河原地内の集落に接する農地でございます。 なお、本件申請地につきましては、令和 5 年 1 2 月に当委員会において「行田農業振興地域の農業の振興に関する計画（27 号計画）（案）の策定について」で承認を頂いた案件でございます。 以上で議案第 2 号の説明を終わりますが、去る 6 月 2 0 日、現地調査をしていただいておりますので、太
--	------------------------	--

『議案第 3 号』 行田農業振興地域の農業の振興に関する計画（27号計画）の一部変更（案）について	太田委員 議長 議長 議長 農政課主査	田委員にご報告をお願いいたします。 去る6月20日、私と川島委員並びに事務局職員2名において、現地調査を実施いたしました。事務局から申請地の概要説明を受けた後、申請地すべてにおいて現地確認を行ったところ、申請書どおりであり、許可相当であると思慮されますことをご報告申し上げます。委員各位におかれましては慎重審議をよろしくお願いいたします。 事務局から議案第2号についての説明及び太田委員から現地調査の報告がございました。何かご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。 （なし） ご意見、ご質問がないようですので議案第2号につきましては、原案のとおり承認に賛成の委員は挙手を願います。 （全員挙手） 挙手全員と認めます。よって議案第2号は承認することといたします。 次に、議案第3号「行田農業振興地域の農業の振興に関する計画（27号計画）の一部変更（案）について」、を議題といたします。 農政課職員の入室を認めます。農政課より説明をいたさせます。 それでは、「議案第3号 行田農業振興地域の農業の振興に関する計画（27号計画）の一部変更案について」、ご説明させていただきます。 別添でご用意させていただいたこちらの行田農業振興地域の農業の振興に関する計画、通称27号計画と言われているものですが、農振法施行規則第4条の5第1項27号に基づき、令和5年11月に農業委員会や関係機関に策定案をお諮りし、令和6年8月29日に行田市が策定したものになります。これは、行田市農業振興地域整備計画を補完する計画でございまして、土地改良事業完了後8年を経過していない受益地については、原則農用地区域から除外できないこととされていますが、この27号計画で種類、位置、規模が定められている施設の用に供する土地については除外ができることとされているものでございます。除外を許容できる受益地・施設については、当該計画4ページをご覧ください。4ページの真ん中、①～⑨が除外を許容できるものと定められているものでございます。 今回の議案第3号におきましては、下中条の分家住宅の1件の追加が事案の対象となります。 次の5ページをご覧ください。今回追加する整理番号3についてですが、除外理由は分家住宅となります。 申請人は、門井町〇－〇〇－〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇氏で、下中条〇〇〇番地在住の祖父が所有する下中条字野際〇〇〇番、地目：畑、地積1, 500㎡のうち499㎡が対象であり、この499㎡に
---	--	--

『報告事項』	議長 宮崎委員 農政課主査 議長 議長 議長 主事	ついて、住宅敷地にしたいとして農用地から除外してほしい旨の申し出があったものでございます。 申請人は市内の借家で生活しておりますが、子どもも成長し、手狭になってきたことや、また現在休日に実家の農業を手伝っており、将来農業を継承していく上で、実家付近の住宅の建築を計画したところ、実家の付近である本件申請地について承諾が得られたため申し出に至ったものでございます。本件は分家住宅であり、親族が所有する土地のうち、申請があった土地以外に住宅を建築できる土地がなく、除外の要件をすべて満たしていると考えられ、やむを得ないものと思慮されます。 場所につきましては、位置図の４ページをご覧ください。下中条地内のこちらの農地の一面となっております。 以上、「行田農業振興地域の農業の振興に関する計画（２７号計画）の一部変更案について」の説明を終わらせていただきます。 事務局から、「議案第３号」についての説明がございました。何か、ご意見、ご質問等がありましたら、お願いいたします。 今回の案件は４ページの①と②のどちらに該当するのですか。 ５ページの整理番号３をご覧ください。その隣に②と書かれておりますが、今回該当する番号は②番、非農家の二、三男等が分家する場合の建築物ということで上げさせていただいております。 他にございますか。 （なし） 他にご意見、ご質問等がないようですので、「議案第３号」につきまして、原案のとおり承認に賛成の委員は、挙手を願います。 （全員挙手） 挙手全員と認めます。よって、「議案第３号」は承認することといたします。農政課職員は、退室をお願いいたします。 次に報告事項でございます。専決事項等に関する報告になりますが、事務局から説明をいたさせますので、お聞き取りいただきますようお願いいたします。 議案書２ページ下段をご覧ください。（１）（２）につきましては、市街化区域内における転用でございます。市街化区域内における転用行為は、届出の手続きとなっております。 （１）「農地法第４条第１項第６号の規定に基づく農地転用届出書の専決について」でございます。 本件は、２件の届出があり、転用目的は、住宅・店舗、駐車場でございます。添付書類も完備されておりましたので、受理をしたものでございます。
--------	---	--

	議長	(2)「農地法第5条第1項第6号の規定に基づく農地転用届出書の専決について」でございます。 本件は、3件の届出があり、転用目的は、事務所・店舗・駐車場、住宅敷地、工場兼倉庫敷地でございます。添付書類も完備されておりましたので、受理をしたものでございます。 (3)「農地法第18条第6項の規定による通知書について」でございます。 本件は、11件の届出があり、利用権等の農地の貸し借りを解約した場合に、農業委員会に対し通知するものでございます。合意解約書が添付されておりましたので、受理をしたものでございます。 以上で報告事項を終わります。 事務局から報告事項についての説明がございました。報告事項となりますので、宜しく願いいたします。 以上ですべての議事についての審議並びに報告事項につきましては、終了いたしました。皆様のご協力によりまして、議事が円滑に進められましたことに感謝を申し上げまして、議長の職を解かせていただきます。ありがとうございました。
6 その他	事務局長 主事	つづきまして、その他でございます。 ・親睦会の開催について ・収入保険制度のパンフレットについて ・令和7年度農地利用最適化活動活性化研修会の開催について
7 閉会	事務局長	以上をもちまして、第25回農業委員会を終了いたします。 本日は、ありがとうございました。 (9:19)

と
認
め
た
事
項
そ
の
他
特
に
重
要

この議事録に記載してある顛末に相違ないことを証するため署名する。

令和 年 月 日

議 長

.....

署 名 委 員

.....

署 名 委 員

.....